

第 2 次箱根町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 5 年 3 月

箱根町

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の背景	1
2	目的	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	2
5	対象範囲	3
6	対象とする温室効果ガス	4
第 2 章	基準年度における温室効果ガス排出量	5
1	排出量の内訳	5
第 3 章	温室効果ガス排出削減の目標	6
1	温室効果ガスの削減目標	6
第 4 章	目標達成に向けた取組	7
1	取組の方針	7
2	目標達成に向けた取組及び目標	7
3	具体的な取組	9
第 5 章	計画の進行管理	13
1	推進体制	13
2	進行管理等	14

参考資料

旧計画の取組実績について

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化とは、経済活動等の弊害により、大気中の二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスの濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

この影響は広範に及び、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつ等の異常気象の増加、農業生産や水資源への影響等が挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

国連気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)(平成27(2015)年12月)において、平成32(2020)年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択されました。また、平成27(2015)年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」が平成28(2016)年5月13日に閣議決定され、平成42(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で26%削減することとし、再生可能エネルギー活用や省エネルギーの更なる推進等に取り組むこととしています。

その後、令和2(2020)年10月の内閣総理大臣所信表明で「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

また、令和3(2021)年4月には、「2030年に向けた温室効果ガスの削減目標について、2013年度に比べて46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを表明しました。

こうした情勢を踏まえ、令和3(2021)年10月に「2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)」を目指した地球温暖化対策計画を閣議決定し、再エネ拡大、住宅や建物の省エネ基準への適合義務付けなどを進めていくことになりました。

本町は「富士箱根伊豆国立公園」内に位置し、明鏡芦ノ湖や緑豊かな山なみ、豊かな温泉など四季折々の自然を満喫できる自然資源に恵まれ、古くから多くの人々に愛され、国際的観光地として栄えてきました。この特性を踏まえ、地球温暖化など地球規模での環境問題に先進的に取り組んでいくことにより、国際観光地箱根として持続的に発展していくことを目指して、平成21(2009)年度から「環境先進観光地-箱根」の基礎づくりに向けた総合的な取組を推進しています。

2. 目的

役場は行政機関として様々な事務・事業を行う行政の主体としての役割の他、ごみ焼却施設や下水道処理施設等を運営する大規模な温室効果ガス排出事業者としての性格を併せ持っています。

そのため、町自らが町内の事業者の一員として、率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組むことが重要です。また、町が率先して実行することにより、町民や事業者にも地球温暖化対策に向けた自主的かつ積極的な取組を求めていきます。

そこで本町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』（以下「温対法」という。）に基づき、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「箱根町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3. 計画の位置付け

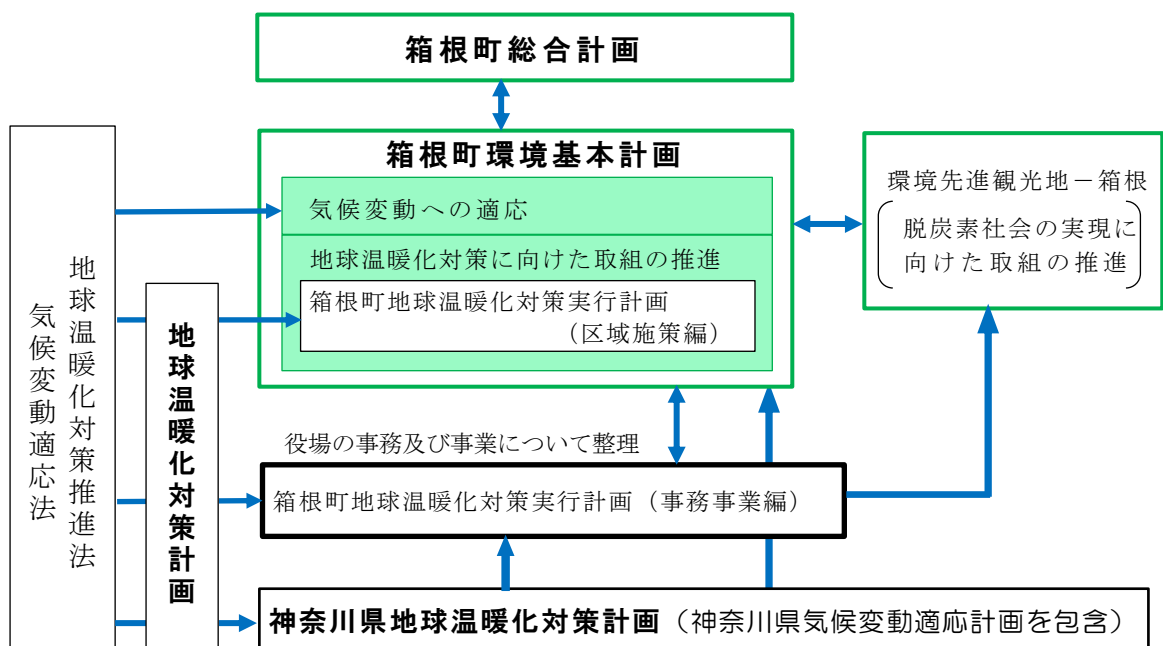
本計画は、温対法第21条第1項において、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関して策定が義務付けられている、「地方公共団体実行計画」です。

また、同法第19条第2項により策定された「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は町民や事業者とともに町域全体を対象として温室効果ガス排出抑制を目指す計画です。

両計画ともに温対法で規定された「地方公共団体実行計画」ですが、本計画は、区域施策編を踏まえ、役場が一事業者として率先して温室効果ガスの排出の抑制等を実行するための内容について抽出及び整理したものです。

なお、平成14（2002）年度に町民や事業者、箱根町を訪れる世界中の人々とともに豊かで良好な環境を保全・創造し、かけがえのない地球を次の世代に引き継ぐため、地域に相応しい環境施策を総合的かつ体系的に示す指針として策定された「箱根町環境基本計画」等各種計画と整合を図るものとしします。

実行計画関係図



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 12（2030）年度までの 9 年間とします。

また、パリ協定の趣旨を踏まえ、地球温暖化対策計画に即する観点から、温室効果ガス排出量削減目標の基準年度を平成 25（2013）年度、目標年度を令和 12（2030）年度とします。

5. 対象範囲

本計画の対象範囲は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織・施設を対象とします。

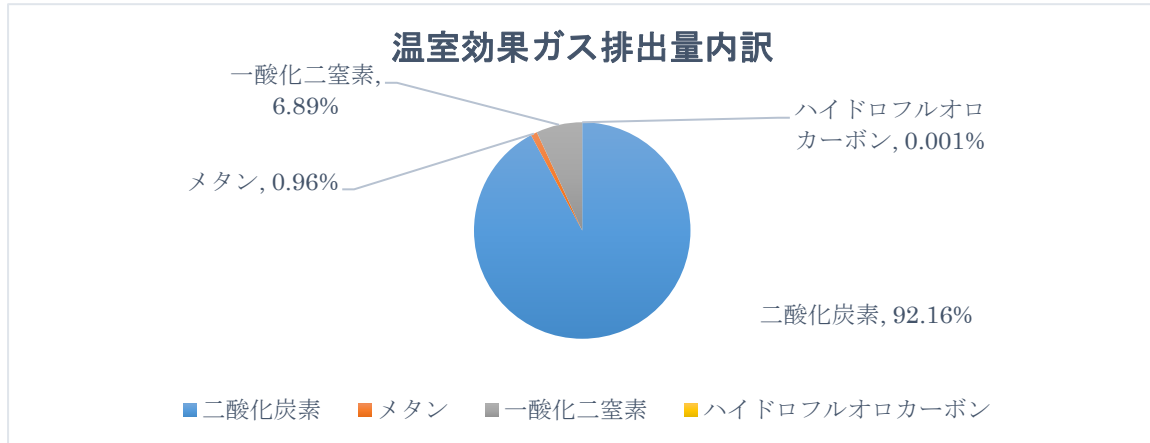
なお、指定管理者制度により施設運営を外部に委託している場合は、施設の所有権は本町にあるため対象とします。指定管理者制度を除き、外部に委託する事務・事業は対象外とします。民間施設のテナント内であっても、自ら事務・事業を行っている場合は対象とします。

対象施設等一覧

課 名	対象施設等名	課 名	対象施設等名
観光課	森のふれあい館	都市整備課	都市公園
	公衆便所		宮ノ下駐車場
	箱根の森公衆便所	上下水道温泉課	水道施設
	箱根旧街道休憩所		下水道施設
	箱根ジオミュージアム		宮城野浄水センター
	箱根湿生花園		仙石原浄水センター
	畑宿寄木会館		温泉施設
町民課	温泉出張所	環境課	環境センター
	宮城野出張所	学校教育課	箱根幼稚園
	仙石原出張所		湯本小学校
	箱根出張所		箱根の森小学校
	仲町集会所		仙石原小学校
	山崎集会所		箱根中学校
	大平台集会所	生涯学習課	社会教育センター
	芦之湯集会所		温泉公民館
	箱根集会所		宮城野公民館
	元箱根集会所		仙石原文化センター
	弥坂湯		郷土資料館
箱根町役場本庁舎・分庁舎	旧箱根小学校		
財務課	宮城野温泉会館	旧湯本中学校	
	福祉課	老人福祉センターやまなみ荘	石仏群と歴史館
子育て支援課		宮城野保育園	星槎レイクアリーナ箱根
		湯本幼児学園	夜間照明利用施設（小・中学校）
	仙石原幼児学園	箱根関所	
保険健康課	総合保健福祉センターさくら館	消防本部	本部、各署、消防団

6. 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項では、温室効果ガスとして7種類を規定していますが、本町では排出量の92.16%を二酸化炭素(CO₂)が占めており、二酸化炭素(CO₂)の削減施策に伴い削減されていくものが多いことから、本計画では二酸化炭素(CO₂)を削減目標の対象とする温室効果ガスとします。



(単位：t-CO₂)

区分	平成 25 (2013) 年度排出量 (基準)
二酸化炭素 (CO ₂)	12,125
メタン (CH ₄)	126
一酸化二窒素 (N ₂ O)	906
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.1

温室効果ガスの特徴

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料(石炭、石油、天然ガス)の燃焼など
メタン (CH ₄)	25	天然ガスの主成分であり、常温で気体。可燃性。	農業関連、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。	燃料の燃焼、窒素肥料の生産・使用など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,430	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果がある。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒など
パーフルオロカーボン (PFC)	7,390	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など
三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど

第2章 基準年度における温室効果ガス排出量

旧計画においては、平成 25（2013）年度（基準年度）における本町の事務・事業による、温室効果ガスの総排出量を 12,125 t としていました。

この 12,125 t の中には、環境センターにおける廃棄物の焼却に起因する温室効果ガス（※1）排出量が含まれていますが、今後、ごみ処理広域化事業が本格的に始動すると、令和 7 年度中には本町から排出された廃棄物は湯河原美化センターに運搬され焼却されることとなります。それに伴い、環境センターの焼却炉は解体され、以降、環境センターにおいて廃棄物を焼却することはなくなります。焼却炉の解体後は可燃ごみ中継施設及び剪定枝等ストックヤードとして整備され、既存の粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設と共に引き続き稼働しますが、焼却を廃止することにより温室効果ガス 4,960 t の削減が見込まれます。

なお、本計画の制度上では、湯河原美化センターにおいて焼却された本町の廃棄物に由来する温室効果ガスの排出量は、湯河原町において算定されます。

仮に、旧計画と同様に平成 25（2013）年度（基準年度）の温室効果ガスの総排出量を 12,125 t と設定した場合、令和 8 年度には廃棄物の焼却に起因する温室効果ガスのみで約 41% の削減が可能となり、目標達成に大きく近づきますが、より高みに向けて温室効果ガスの排出抑制に取り組むために、本計画においては平成 25（2013）年度（基準年度）における温室効果ガスの排出量を、総排出量（12,125 t）から先述の廃棄物の焼却に起因する温室効果ガス排出量（4,960 t）を除いた **7,165 t** とします。

※1 廃棄物の焼却+焼却に用いるA重油の燃焼により発生する温室効果ガス

1. 排出量の内訳

要因別温室効果ガス排出量

項目	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
電気	6,077	84.8
燃料	1,088	15.2
ガソリン	121	1.7
灯油	247	3.5
軽油	52	0.7
A重油	518	7.2
LPG	76	1.1
都市ガス	74	1.0
合計	7,165	100.0

電気使用による温室効果ガス排出量（施設別）

施設名	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
仙石原浄水センター	1,583	26.0
環境センター	1,537	25.3
水道施設	711	11.7
宮城野浄水センター	373	6.1
本庁舎、分庁舎	319	5.3
さくら館	262	4.3
温泉施設	191	3.1
レイクアリーナ箱根	137	2.3
その他	965	15.9
合計	6,077	100.0

基準年度の温室効果ガス排出量は、電気が 84.8%、燃料が 15.2%となっていることから、電気使用量の削減が大きな課題となります。

第3章 温室効果ガス排出削減の目標

1. 温室効果ガスの削減目標

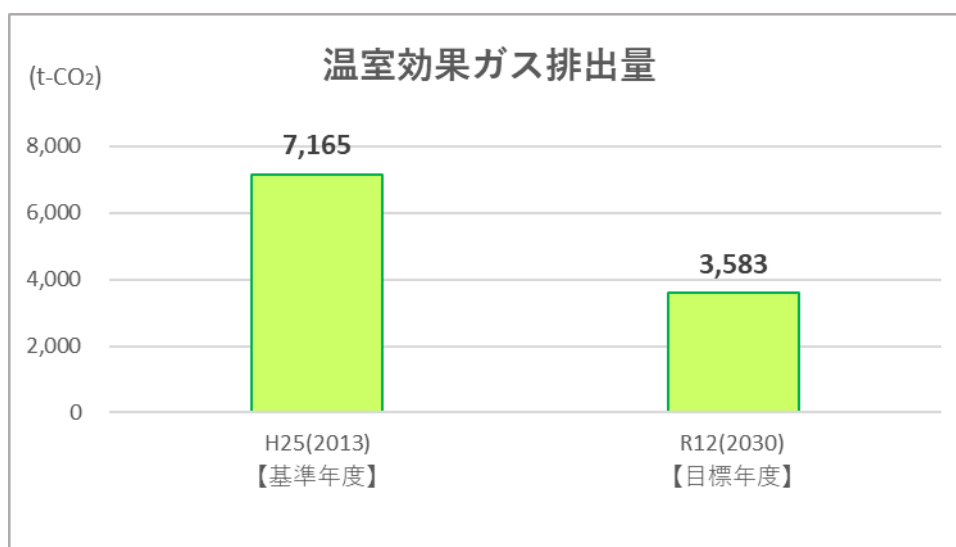
削減目標の設定にあたっては、職員一人ひとりによる温室効果ガスの削減のための日常行動の定着に加え、公共施設における照明・空調設備の運用改善の徹底や再生可能エネルギー設備の導入、LEDをはじめとする高効率機器の導入による効果を見込みます。

なお、国では、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3（2021）年10月閣議決定）（以下「政府実行計画」という。）において、温室効果ガスの総排出量を50%削減するという野心的な目標を定めています。

そこで、温対法に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされていることを踏まえ、温室効果ガスの削減目標を次のとおり設定します。

目標

温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度に、平成25（2013）年度比で50%削減します。



令和12(2030)年度温室効果ガス排出量削減目標

	平成25(2013)年度 【基準年度】	令和12(2030)年度 【目標年度】	削減量	基準年度比 削減目標率
役場全体	7,165 t-CO ₂	3,583 t-CO ₂	3,582 t-CO ₂	50%

また、各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

第4章 目標達成に向けた取組

1. 取組の方針

本計画の目標を達成するためには、これまで以上に職員の一人ひとりが責任感を持ち、こまめに、また自主的に取組を実践することが必要です。そのためには、細かい行動の積重ねが地球温暖化の抑制につながるということを確認し、自らの意識を高めることが必要です。加えて、施設を管理する各部署等による、施設の適切な維持管理や、省エネルギー及び再生可能エネルギー設備への計画的な更新、並びに再生可能エネルギー電力等の調達を行うことにより、着実に温室効果ガス排出量を削減していきます。

基本方針

- ◎ 一人ひとりが、こまめに、自主的に、意識して取り組みます。
- ◎ 適切な施設の維持管理により、省エネルギーを実践します。
- ◎ 省エネルギー及び再生可能エネルギー設備への更新、並びに再生可能エネルギー電力等の調達を積極的に検討します。

2. 目標達成に向けた取組及び目標

(1) 重点推進項目

本計画に基づく取組の中で、重点的に推進する項目を重点推進取組項目と位置づけ、進捗管理可能な達成目標を定め推進します。

① 照明のLED化の推進

公共施設におけるLED照明の導入割合を、令和12(2030)年度(目標年度)までに100%にします。

公共施設におけるLED導入状況

項目	単位	【参考】 H25(2013)	【現状】 R2(2020)	【目標】 R12(2030)
施設全灯数	灯	15,016	15,213	15,213
LED導入灯数	灯	1,845	5,482	15,213
LED導入率	%	12.3	36.0	100.0

② 再生可能エネルギー設備の導入推進

公共施設に災害時の電源を確保するために、避難所となる小・中学校や公民館等の施設を優先し、再生可能エネルギー（主に太陽光発電設備）の導入を推進します。

公共施設における太陽光発電設備導入状況

項目	単位	【参考】 H25(2013)	【現状】 R4(2022)	【目標】 R12(2030)
導入済み施設数	施設	5	6	12
発電容量	KW	19.5	39.5	430.0

③ 再生可能エネルギー電力等の調達推進

温室効果ガス排出要因の約 85%を占める電力使用への対策が今後の大きな課題となることから、これまで未導入であった再生可能エネルギー由来の電力や、より二酸化炭素（CO₂）排出係数の低い低炭素電力の調達について推進します。

公共施設における低炭素電力導入状況

項目	単位	【参考】 H25(2013)	【現状】 R4(2022)	【目標】 R12(2030)
導入済み施設数	施設	0	0	3

(2) その他の項目

本計画では、温室効果ガス排出量を削減する他にも、地域や地球にとって限りある資源である紙や水の使用量削減に取り組みます。紙や水の使用は、焼却する廃棄物や処理する排水の増加につながり、間接的な温室効果ガスの排出要因となります。

そこで、紙及び水道の使用量について、平成 25（2013）年度の実績値を基準値として、令和 12（2030）年度（目標年度）の使用量を平成 25（2013）年度（基準年度）比で 30%削減することを目標とします。

令和12(2030)年度紙及び水道使用量削減目標

項目	単位	平成25(2013)年度 【基準年度】	令和3(2021)年度 【参考】	令和12(2030)年度 【目標年度】	基準年度比 削減率
紙	枚	4,397,700	3,762,000	3,078,300	30%
水道	m ³	197,594	169,287	138,315	30%

3. 具体的な取組

(1) 事務・事業系部門共通の取組

①エコでスマートなライフスタイルの推進

【電気・ガスなどの使用量の削減】

区分	取組内容
執務室での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務室等の室温は、夏季28度、冬季20度を目安とする。 ○ 昼休みや残業時の不要な照明は消灯する。 ○ 会議室、給湯室及びトイレ等を使用しない時は消灯する。 ○ クールビズやウォームビズ等、気温に合わせた服装にする。
OA機器の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ パソコン、プリンタ及びコピー機などの電気機器を長時間使用しない時は、主電源を切る。 ○ パソコンのスリープ機能を活用する。 ○ 周辺照度に合わせてディスプレイ輝度を下げる。 ○ コピー機の節電設定を徹底する。 ○ コピー終了後、コピー機は節電モードに戻す。
働き方など	<ul style="list-style-type: none"> ○ エレベーターの利用を控え、可能な限り階段を利用する。 ○ ノー残業デーを徹底する。

【コピー用紙使用量の削減】

区分	取組内容
コピー機の利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両面コピーや両面印刷を徹底する。 ○ ミスコピーを防ぐため、コピー前に原稿内容、サイズ、枚数の確認を徹底する。 ○ コピーの使用前及び使用後にはリセットボタンを押して、ミスコピーを防ぐ。
会議等での工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議資料等の部数、ページ数及び予備部数は必要最小限にする。 ○ 会議運営の効率化を図るため、プロジェクター等を積極的に活用する。 ○ 庁内会議のペーパーレスを推進する。
その他の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用済み用紙の裏面利用を徹底する。 ○ 送付状の簡素化に努める。 ○ 庁内メールや共有フォルダを活用し、ペーパーレス化を推進する。 ○ 可能な限り資料の共有化を図り、個人での使用や保管を控える。

【水道使用量の削減】

区分	取組内容
水を減らす工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道栓の締め忘れ等に注意し、節水を心がける。 ○ 水漏れ等は放置せず、維持管理を徹底する。 ○ 節水コマの使用、水圧調整及び節水機器を導入・活用する。 ○ 雨水利用設備の導入を検討する。

【廃棄物排出量の削減】

区分	取組内容
大事に使う	<ul style="list-style-type: none"> ○ 備品などは良好な管理を行うことで、長期使用を心掛ける。 ○ 使い捨て製品の使用や購入を抑制する。
ごみにしない	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイカップやマイボトルを持参する。 ○ 職場に必要以上のごみ箱を設置しない。 ○ 買い物時にはマイバッグを持参するなど、レジ袋の削減に取り組む。 ○ 使用済みの封筒やファイル等の再利用を徹底する。
リサイクルする	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙類、空き缶や空き瓶、ペットボトル等の分別を徹底する。

【職員への意識啓発】

区分	取組内容
意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」や「COOL CHOICE」など地球温暖化対策に関する取組を推進する。 ○ エコ通勤を推進する。

②公用車利用時等の環境配慮

【エコドライブの徹底】

区分	取組内容
運転の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転（定速走行）をする。 ○ 早めのアクセルオフとエンジンプレーキを活用する。 ○ エアコンの使用を控えめにする。 ○ 無用なアイドリングをしない。

【環境に配慮した自動車の使用】

区分	取組内容
電動車 [※] の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公用車の更新時は使用目的と運用用途を考慮したうえで、可能な限り電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車またはハイブリッド自動車を選択し、環境に配慮した自動車の使用を推進する。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

③省エネルギー及び再生可能エネルギー設備の導入

【庁舎管理における環境配慮】

区分	取組内容
設備の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ こまめに館内の温度チェックをし、効率的にエアコンを運転する。 ○ エアコンのフィルターを定期的に清掃する。 ○ デマンド監視装置の導入などにより、夏期及び冬期における電気使用のピークカット（シフト）を行う。 ○ 空調や熱源などの効率的な運転を推進するため、チューニングなどの高度な制御方法の導入を推進する。 ○ エネルギー使用量の監視と制御を行うエネルギー管理システム（BEMS等）の導入を推進する。

【省エネルギー設備の導入など】

区分	取組内容
省エネ・再エネ設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設の照明及び誘導灯のLED化を推進する。 ○ トイレや使用頻度の高くない階段、廊下などは人感センサーによる照明制御の採用を検討する。 ○ 空調や熱源機器の更新時は、省エネトップランナー基準を満たすエネルギー消費効率優れた機器の採用を検討する。 ○ 施設の建屋や敷地内の遊休地等を活用した太陽光発電の設置など、再生可能エネルギー設備の導入を促進する。 ○ 非常用電源の確保は防災対策にも寄与するため、避難所等へ優先的に再生可能エネルギーを導入する。

④グリーン購入の推進

【グリーン購入の推進】

区分	取組内容
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境ラベリング対象商品など、環境に配慮した物品の調達を推進する。 ○ 製品やサービス調達時に、環境負荷低減を図る契約方法を検討する。 ○ 再生可能エネルギー由来の電力や、より二酸化炭素（CO2）排出係数の低い低炭素電力の調達を推進する。

(2) 事業系部門の取組

【廃棄物処理事業（環境センター）】

区分	取組内容
電気や燃料の使用量の削減	○ 施設の運転、施設稼働の適正化などにより、使用する電力などの使用量を削減する。
再生可能エネルギーの活用	○ 施設の建屋や敷地内の遊休地等を活用した太陽光発電の設置など、再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

【水道事業（上水道施設）】

区分	取組内容
負荷の適正化	○ 必要給水量の管理による給水負荷の平準化を図る。 ○ 漏水対策により給水負荷の低減を図る。
高効率機器の導入	○ 設備更新時は、高効率型の機器を採用する。
再生可能エネルギー等の活用	○ 再生可能エネルギー電力の調達等を推進する。

【下水道事業（宮城野浄水センター、仙石原浄水センター等）】

区分	取組内容
負荷の適正化	○ 水処理施設運用の適正化による負荷の平準化を図る。 ○ 不明水対策により処理水量負荷の低減を図る。
高効率機器の導入	○ 設備更新時は、高効率型の機器を採用する。
廃棄物対策	○ 汚泥処理の共同化・広域化を検討する。
再生可能エネルギー等の活用	○ 再生可能エネルギー電力の調達等を推進する。

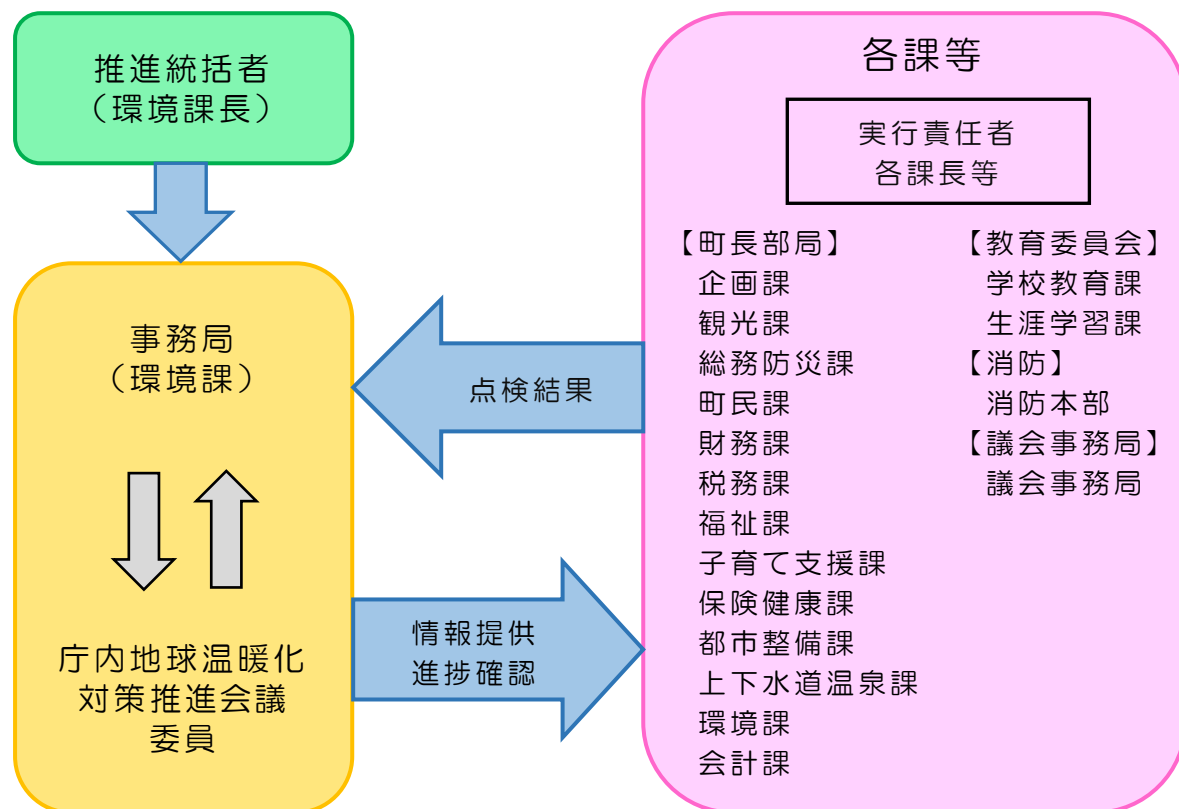
【温泉事業（温泉施設）】

区分	取組内容
高効率機器の導入	○ 設備更新時は、高効率型の機器を採用する。
再生可能エネルギー等の活用	○ 再生可能エネルギー電力の調達等を推進する。

第5章 計画の進行管理

1. 推進体制

本計画の取組を着実に実施し、目標を達成するための推進体制は下図のとおりです。「庁内地球温暖化対策推進会議委員」が事務局と協力しながら、この計画の推進、点検、評価を行います。各職員は、一人ひとりが本計画の取組項目を実践し、目標の達成に努めます。



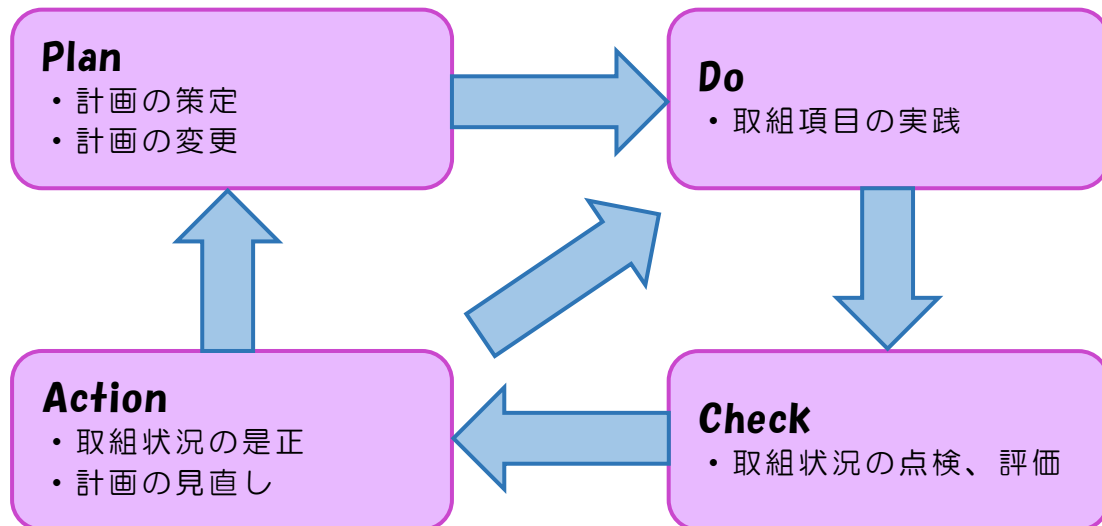
各部門の役割

推進統括者 (環境課長)	本計画や、本町及び関係機関の省エネルギーに関する方針を定め、意思決定を行います。
事務局 (環境課)	各課及び各課から選出された庁内地球温暖化対策推進会議委員と協力し、本計画の運用や見直しに関する事務を行います。
庁内地球温暖化対策推進会議委員	本計画を推進するため事務局と連携し、所属職員による取組を推進します。 また、各々の所属において取組が着実に進捗されているか点検し、必要に応じて是正を促します。
各課等	課長等を実行責任者とし、職員一人ひとりが主体となって取り組みます。

2. 進行管理等

(1) 管理の方法

本計画を継続的に改善し有効なものとするため、PDCA サイクルを実践し、点検・評価結果を踏まえて随時計画を見直します。



(2) 排出量等の集計

エネルギー使用量の状況や取組達成状況を的確に把握することは、継続的に管理を推進するためには最も重要な事項です。

そこで、庁内地球温暖化対策推進委員は所属における計画の推進に努めるとともに、毎年、各課等の電気、燃料等の使用量を事務局に報告します。

事務局は、庁内地球温暖化対策推進委員から報告された集計結果を取りまとめ、町の事務・事業における温室効果ガスの排出量を算定します。

(3) 職員に対する研修等

本計画の取組を推進し、目標を達成するためには、職員一人ひとりが高い意識をもち、積極的に実践する必要があります。

事務局及び庁内地球温暖化対策推進委員は、本計画の周知徹底を図るとともに必要に応じて職員への研修を実施し、また意識啓発のための情報を庁内掲示板等に掲載し、本計画の目標を達成するよう努めます。

(4) 公表

温対法第21条第10項では、毎年一回、実行計画に基づく措置の実施の状況を報告することが義務付けられています。

本計画では、温室効果ガスの排出源となる電気や燃料の使用量の他、温室効果ガス排出量の算定結果も併せて公表します。

参考資料

旧計画の実績について

1 旧計画の概要

項目	概要
計画期間	平成 29 年（2017）年度から平成 42（2030）年度 ※箱根町環境基本計画の見直し時期である平成 33（2021）年度に見直し
対象範囲	町が行う全ての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織・施設を対象とする。
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
温室効果ガスの総排出量の削減目標	平成 42（2030）年度に、平成 25（2013）年度比で 40%削減
電気使用量及び燃料使用量の削減目標（中間目標）	平成 33（2021）年度までに平成 25（2013）年度比で 5%削減
紙の使用量及び水道使用量の削減目標	平成 25（2013）年度実績を基準値として、計画期間中の各年度の使用量を基準値以下とする。

2 旧計画の取組実績

《温室効果ガス（二酸化炭素）》

令和 3（2021）年度の温室効果ガス排出量は 9,654 t-CO₂ で、基準年度（平成 25（2013）年度）比で、20.4%削減しました。目標とする令和 12（2030）年度までには、さらに 2,379t-CO₂ の削減が必要です。

温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の推移

項目	単位	H25 (2013) 【基準】	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R12 (2030) 【目標値】	H25に対する R3削減率
温室効果ガス (二酸化炭素)	t-CO ₂	12,125	12,386	11,233	10,707	9,268	9,654	7,275	▲20.4%

《個別の取組目標》

(1) 電気使用量及び燃料使用量

電気使用量は、基準年度（平成 25（2013）年度）比で 6.2%削減され、目標を達成しました。

燃料使用量は、灯油、軽油を除く 4 項目については順調に削減され、目標を達成しました。

電気使用量及び燃料使用量の推移

項目	単位	H25 (2013) 【基準値】	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R3 (2021) 【目標値】	H25に対する R3削減率
電気	kwh	13,097,284	12,694,327	12,772,768	12,436,117	11,411,876	12,287,121	12,442,419	▲6.2%
ガソリン	ℓ	52,251	54,573	50,949	48,913	40,065	40,517	49,638	▲22.5%
灯油	ℓ	99,042	95,136	78,375	107,747	100,891	114,041	94,090	15.1
軽油	ℓ	20,141	21,471	19,770	19,453	21,160	19,379	19,134	▲3.8%
A重油	ℓ	396,001	242,808	261,587	262,566	218,159	226,432	376,201	▲42.8%
LPG	m ³	25,221	25,669	24,004	19,150	19,316	22,795	23,960	▲9.6%
都市ガス	m ³	34,367	21,436	20,366	18,253	17,193	19,093	32,649	▲44.4%

(2) 紙の使用量及び水道使用量

紙の使用量及び水道使用量は共に順調に削減され、目標を達成しました。

紙の使用量及び水道使用量の推移

項目	単位	H25 (2013) 【基準値】	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	各年度 【目標値】	H25に対する R3削減率
紙	枚	4,397,700	4,089,400	4,005,600	3,984,400	3,883,400	3,762,000	4,397,700 以下	▲14.5%
水道	m ³	197,594	190,070	171,468	174,590	133,739	169,287	197,594 以下	▲14.3%